

ふるさと納税に係るお礼の品及び協力事業者の募集に関する要領

1 目的

ふるさと納税による千葉市（以下「本市」という。）への寄附を促進することに加えて、本市の魅力を発信し、かつ地域産業の活性化に寄与することを目的として、本市への寄附者に対して贈呈するお礼の品及びお礼の品を提供する事業者（以下「協力事業者」という。）を募集するため、必要な事項を定める。

2 お礼の品の要件

次の要件を全て満たしている商品又は役務（以下「商品等」という。）を募集する。

- (1) 「千葉市らしさ」を表現できる、又は本市への愛着、関心を持っていただける商品等であること。
- (2) 食品衛生法、食品表示法、商標法、特許法、著作権法等の関係法令を遵守しているものであること。
- (3) 品質及び数量の面において、年間を通じて安定供給が見込めること。ただし、期間限定・数量限定で供給可能なもので、期間・数量が明示できる場合は、この限りではない。
- (4) 本市又は「千葉市ふるさと応援寄附金」管理等業務委託事業者（以下「委託事業者」という。）からの発注を受け、1週間以内に発送できる商品であること。また、全国に配送対応が可能な商品であること。なお、事前に本市と調整し、発送時期を明示した上で受付を行うものはこの限りではない。
- (5) 食料品の場合は、寄附者に当該商品が到着後、少なくとも1週間の賞味（消費）期限が保証されていること。なお、生鮮食料品についてはこの限りではないが、配送希望日等を事前に寄附者に確認、調整するなど、当該商品が鮮度を保たれた状態で寄附者の手元に届くように配慮すること。生花等、時間の経過により価値が損なわれるものについても、同様とする。
- (6) 寄附者の配送希望日が特定の日に集中する可能性がある商品については、その対応が可能な体制が構築されていること。
- (7) 施設やサービスの利用券等については、千葉市内で当該役務を提供するものに限る。また、有効期限については発行日から概ね1年以上あること。（感染症の拡大等により当該役務の提供が休止されている場合においては、利用期限の延長対応が可能であること。）
- (8) 各々のお礼の品の提供に必要な寄附金額については、当該お礼の品の代金が寄附金額の3割以下の範囲内となるよう、本市が個別に定めるものであること。代金には荷造、箱、梱包に係る費用及び消費税を含めた価格であること。
- (9) ふるさと納税制度の対象となる地方団体の指定に係る基準等を定めた平成31年総務省告示第179号（以下「総務省告示」とする。）第5条において総務大臣が定める

基準に適合するお礼の品であること。

- (10) 本市が求める場合において、商品についてはサンプルの提供、試食、試飲、目視等による確認が、役務については現場の確認が、原則として無償でできること。

3 協力事業者の要件

協力事業者は、次の要件を全て満たすこと。ただし、次の要件を全て満たしていても、総合的に判断し、本市が協力事業者として適当でないと認めた場合には、協力事業者としての登録は行わない。

- (1) 各種法令に沿った生産、製造及び販売を行っていること。
- (2) 原則として本社（本店）、支社（支店）、事業所又は工場が千葉市内にある法人・団体又は個人事業者であること。
- (3) 未納の税額がないこと。
- (4) お礼の品の配送は、本市又は委託事業者からの発注に基づき協力事業者において行うこととなるため、電子メールやFAX等が使用できる環境を有し、発注書の受付及び配送作業が行える体制が整っていること。
- (5) お礼の品の受注後、商品管理、配送、苦情処理等の対応ができること。
- (6) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び関係法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うことができること。
- (7) 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
- (8) 本市においては、お礼の品の発注及び配送管理などに関する業務について、委託事業者に委託していることから、お礼の品として本市に登録された後、委託事業者とお礼の品の配送等に係る契約を取り交わす必要があること。なお、委託事業者が変更になった場合も同様の取扱いとする。

4 お礼の品の送付等

- (1) 本市又は委託事業者は、寄附者からお礼の品の申込みがあったときは、協力事業者に出荷を依頼し、依頼を受けた協力事業者は、速やかにお礼の品を寄附者指定の場所に送付するものとする。
- (2) 本市が求める場合は、お礼の品を送付する際に本市が提供する資料を同梱すること。

5 費用負担

- (1) お礼の品の商品代金及び送料は、本市が負担する。
- (2) 寄附者からの商品の品質等のクレームにより商品の回収及び再配送を行った場合にかかる費用は、協力事業者の負担とする。
- (3) 代替品等による補償、交換その他苦情対応に要する経費について、本市は一切負担しない。

6 協力事業者の特典等

- (1) 本市ホームページ及び本市が利用するふるさと納税ポータルサイト等にお礼の品の画像、商品名、事業者名などを掲載する。なお、本市が利用するふるさと納税ポータルサイトは、追加、変更ことがある。
- (2) お礼の品の発送に当たって、送料に影響しない範囲において、自社のチラシ等を同梱することができる。

7 募集期間

随時募集を行うものとする。

8 申請方法等

次の書類に必要事項を記入し、関係書類を添え、千葉市財政局財政部資金課へ持参又は郵送すること。なお、申請にかかる費用の一切は、申請者の負担とする。

- (1) 「ふるさと納税に係るお礼の品協力事業者登録申請書兼変更届（様式第1号）」
- (2) 「ふるさと納税に係るお礼の品登録申請書（様式第2号）」
- (3) 申請者の業務概要やお礼の品の内容がわかるパンフレット等の資料
- (4) 未納の税額がないことを証する書類（国税、都道府県税及び市区町村税）

9 協力事業者及びお礼の品の決定及び登録

前項に基づく申請があった場合、本市にて申請内容等を総合的に審査の上、適当と認め場合は本市ふるさと納税に係る協力事業者及びお礼の品として登録することを決定し、「ふるさと納税に係るお礼の品協力事業者（お礼の品）登録決定通知書（様式第5号）」により申請者に通知する。

10 登録内容の変更等

(1) 協力事業者の変更

協力事業者の登録内容を変更する場合は、「ふるさと納税に係るお礼の品協力事業者登録申請書兼変更届（様式第1号）」に、必要事項を記入して本市に提出するものとする。

(2) お礼の品の変更

お礼の品の登録内容を変更する場合は、「ふるさと納税に係るお礼の品変更申請書（様式第3号）」に、必要事項を記入して本市に提出するものとする。

(3) お礼の品等の取りやめ

お礼の品の提供の取りやめをする場合は、取りやめを希望する2か月前までに、「ふるさと納税に係るお礼の品（協力事業者登録・お礼の品登録）廃止申請書（様式第4号）」に、必要事項を記入して本市に提出するものとする。協力事業者としてすべてのお礼の

品の提供の取りやめをする場合にあっても同様とする。

1.1 その他留意事項

- (1) 協力事業者は、本市又は委託事業者から提供された寄附者の個人情報を個人情報保護法及び関係法令を遵守し、適正に取り扱わなければならない。
また、協力事業者は、本市又は委託事業者から提供された寄附者の個人情報を、お礼の品の送付以外の目的に使用することができない。
- (2) お礼の品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合、協力事業者は真摯に対応し解決に努め、内容について本市及び委託事業者へ必ず報告すること。なお、品質等による補償やクレーム対応については、本市は一切の責任を負わない。
- (4) 本市は、お礼の品が第2項各号に定める条件に適合しなくなったと認める場合や、国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱いの変更等によりお礼の品としてふさわしくないと判断した場合、又は、お礼の品として選択されることが少ない商品については、お礼の品としての登録を取り消すことができる。
- (5) 本市は、協力事業者が第3項各号に定める条件に適合しなくなった場合、本要領の定めに違反する行いがあった場合、又は、本市に損害を及ぼす行為があった場合には、協力事業者としての登録を取り消すことができる。
- (6) このほか、本要領に定めのない事項については、別途本市と協議の上、決定する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 本要領の施行の際、廃止前の「千葉市ふるさと応援寄附金」お礼の品協力事業者募集要項（令和3年7月8日施行）の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な個所を修正して使用することができる。

ふるさと納税に係るお礼の品協力事業者登録申請書 兼 変更届

年 月 日

(あて先) 千葉市長

ふるさと納税に係るお礼の品及び協力事業者の募集に関する要領第8項第1号又は第10項第1号の規定に基づき、提出します。また、申請にあたっては、裏面の確認事項への承諾、及び千葉市が必要と認めたすべての税目の納付状況の調査への同意をします。（調査有効期限：申込書提出日から当該年度末まで）

| | |
|--------------|--|
| 所在地 | 〒 一 |
| 事業者名 | (フリガナ) (法人である場合は、会社印を押印願います。) |
| 代表者名 | (フリガナ) (代表者の役職等を忘れずにご記入ください。) |
| 事業者情報 | 電話： F A X： メールアドレス： ホームページ： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 U R L () |
| 担当者連絡先 | ※代表者名・事業者情報と異なる場合のみご記入ください。 (フリガナ) 担当者名： 電話： F A X： メールアドレス： |
| 備考 (変更項目) | |

*事業者登録情報に変更があった場合は、備考欄に変更項目もご記入ください。なお、事業者名に変更があった場合は、従前の事業者名もご記入ください。

ふるさと納税お礼の品取扱いに係る確認事項

- (1) ふるさと納税に係るお礼の品協力事業者登録申請書及びお礼の品登録申請書の記載事項等は真実に相違ないこと。
- (2) お礼の品の取扱開始時期については、お礼の品の採用が決定した後に、協力事業者と千葉市又は委託事業者で調整を行うこと。
- (3) 協力事業者は、お礼の品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情等の内容については千葉市及び委託事業者へ報告すること。
- (4) 協力事業者は、千葉市のPRに積極的に努めること。
- (5) 協力事業者は、当該業務で知り得た情報等については、秘密を保持するものとし、他の目的に使用しないこと。
- (6) 千葉市は、品質等に関する保証やクレーム対応などについて、一切の責任を負わない。
- (7) 千葉市は、やむを得ない事情により、予告なくお礼の品の取扱いを停止することがある。
- (8) 千葉市税のほか、国税、県税等に未納の無いものであること。
- (9) 千葉市個人情報保護条例及び関係法令を遵守し、個人情報を適正に取り扱うことができるものであること。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び千葉市暴力団排除条例に規定する、暴力団、暴力団員又は当該暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。
- (11) 上記の事由の有無の確認のため、市が行う調査については、これに同意するとともに、千葉市が調査に必要な書類の提出を求めた場合は、速やかに提出すること。

様式第2号

ふるさと納税に係るお礼の品登録申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

(申請者) 〒

所在地

事業者名

代表者名

担当者名

電話番号

(申請者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。)

ふるさと納税に係るお礼の品及び協力事業者の募集に関する要領第8項第2項に基づき、次の商品をお礼の品として申請します。

| | |
|---|---|
| お礼の品の名称 ※30文字以内 | フリカナ |
| お礼の品の内容 (内訳) | |
| お礼の品の価格 | 円 (荷造・箱・梱包費及び消費税を含む。) |
| 販売・発送可能時期 | <input type="checkbox"/> 通年 <input type="checkbox"/> 期間限定(月 ~ 月 限定) <input type="checkbox"/> 個数限定(個 限定) |
| お礼の品の説明 ※アピールポイント等について記入してください。 ※公的機関などによる受賞歴、認証または認定等を受けている場合には、その内容を記入してください。 | |
| 総務省告示第5条 「地場産品基準の例」のいずれに該当するか ※該当する番号にチェックしてください | <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 「1」「2」「4」を選択した場合は、生産場所の住所を、 「3」を選択した場合は、加工場所の住所を下に記入してください。 〒 千葉市 区 |

※お礼の品が食料品の場合、商品の発送希望日等を事前に寄附者に確認・調整することができますか はい いいえ

※協力事業者は、登録申請をするお礼の品が、要領第2項第9号に規定する平成31年総務省告示第179号第5条各号に定める「地場産品基準の例」のいずれかに該当するものかを申請前に確認し、申請後に、市が追加調査を行う場合は、これに従うこと。

※提案されるお礼の品の画像（H P掲載用）及び梱包時の画像を添付してください。
また、パンフレット等の資料がある場合には、併せて添付をお願いします。

お礼の品の画像

様式第3号

ふるさと納税に係るお礼の品変更申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

(申請者) 〒

所在地

事業者名

代表者名

担当者名

電話番号

(申請者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。)

ふるさと納税に係るお礼の品及び協力事業者の募集に関する要領第10項第2号に基づき、次のお礼の品の内容の変更を申請します。

| | |
|----------------------------------|---|
| 登録済のお礼の品の名称 | フリカナ |
| お礼の品の変更内容 (内訳) | |
| お礼の品の価格 (変更後) | 円 (荷造・箱・梱包費及び消費税を含む。) |
| 販売・発送可能時期 | <input type="checkbox"/> 通年 <input type="checkbox"/> 期間限定(月 ~ 月 限定) <input type="checkbox"/> 個数限定(個 限定) |
| お礼の品の説明 | ※アピールポイント等について記入してください。 ※公的機関などによる受賞歴、認証または認定等を受けている場合には、その内容を記入してください。 |
| 総務省告示第5条 「地場産品基準の例」のいずれに該当するか | <input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 「1」「2」「4」を選択した場合は、生産場所の住所を、「3」を選択した場合は、加工場所の住所を下に記入してください。 〒 千葉市 区 |
| ※該当する番号にチェックしてください | |

※お礼の品が食料品の場合、商品の発送希望日等を事前に寄附者に確認・調整することができますか
□はい □いいえ

※協力事業者は、登録申請をするお礼の品が、要領第2項第9号に規定する平成31年総務省告示第179号第5条各号に定める「地場産品基準の例」のいずれかに該当するものかを申請前に確認し、申請後に市が追加調査を行う場合は、これに従うこと。
※提案されるお礼の品の画像（HP掲載用）及び梱包時の画像を添付してください。
また、パンフレット等の資料がある場合には、併せて添付をお願いします。

お礼の品の画像

様式第4号

ふるさと納税に係るお礼の品
(協力事業者登録・お礼の品登録) 廃止申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

(申請者) 〒 —

所在 地

事業者名

代表者名

担当者名

電話番号

(申請者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。)

ふるさと納税に係るお礼の品(又はお礼の品協力事業者)の登録を廃止したく、ふるさと納税に係るお礼の品及び協力事業者の募集に関する要領第10項第3号に基づき、次のとおり申請します。

| | |
|-------------|------|
| 登録済のお礼の品の名称 | フリガナ |
| 廃止する理由 | |

様式第5号

ふるさと納税に係るお礼の品協力事業者（お礼の品）登録決定通知書

年　　月　　日

事業者名

代表者名

千葉市長

年　　月　　日に申請のあった、ふるさと納税に係るお礼の品登録事業者（お礼の品）については、下記のとおり登録しますので通知します。

| | |
|-----------------|------|
| お礼の品の名称 | フリカナ |
| | |
| お礼の品の内容 (内訳) | |
| お礼の品に係る寄附金額 | 円 |

※事業者登録情報又はお礼の品の内容等に変更が生じる場合は、速やかに本市へ報告してください。